市政担当記者 様

生駒市障がい福祉課

精神障害者医療費助成事業の適用範囲を平成28年4月から2級以上に拡大します

標記の件につきまして、平成27年6月定例会において市長が所信表明で申し上げました ところですが、精神障がい者の健康の保持及び福祉の増進を目的として、精神障害者医療費 助成事業の適用範囲について、平成28年4月1日から精神障害者保健福祉手帳の2級所持 者まで拡大します。

平成26年9月議会で「精神障害者に対する福祉医療制度(心身障害者医療費助成事業) の適用を求める請願書」が採択されるなど対象者からは要望が非常に高かった事業で、県内 各市では初めて実施時期を明確にするものです。

なお、平成27年度においては2級所持者への助成拡大に向けての準備を行います。

※参考

平成27年度

- ・1級のみ対象 … 平成27年4月診療分から実施
- ・ 平成27年度予算額 ・・・ 21,900 千円
- ・認定者数 (平成27年6月末日現在) … 45人

平成28年度

- ・ 2級以上を対象 … 平成28年4月診療分から実施
- ・ 平成 2 8 年度予算における増加額 … 41,722 千円 (※奈良県の試算による)
- ・ 適用範囲拡大による推計2級所持者数 … 446人 (※奈良県の試算による)

問い合わせ=生駒市障がい福祉課(担当:平尾・鍬田)

☎0743-74-1111 (内線 792)

一般の医療費の負担区分(現行)

自立支援医療(精神通院医療)以外における医療費の負担区分

7割	3割
保険者(社会保険·国保) 7割	本人負担

① 1·2·3級、全診療科目の入院

要件 ② 1·2·3級、精神科以外の診療科の通院

③ 自立支援医療受給者、全診療科目の入院

自立支援医療(精神通院医療)における医療費の負担区分(継続)

精神障害者(1・2・3級)の精神科の医療費の負担区分(通院に限る)

有有种产品自己。 — ONAX ON 有种种 可多色流变 ON X 还是的一点 O					
7割	2割		1割		
保険者(社会保険·国保) 7割	国負担 1割	県負担 1割	500円(i 県負担 ≒0.5割	市負担	
	自立支援医療 (精神通院医療)		県独自の精神通院 医療の助成制度		

① 自立支援医療受給者、精神科の通院 要件

② 受給者証に記載されている指定医療機関

今後の県独自の精神障害者医療費助成制度(新規)

精神障害者(1・2級)の全ての診療科の医療費の負担区分(入院・通院両方)

7割	3割		
	500円(通) or 1000円(入) (本人負担)		
保険者(社会保険·国保) 7割	県負担 ≒1.5割	市負担 ≒1.5割	
① 1.2級 全診療科目の入院	県独自の精神障害者医療費 助成制度		

② 1.2級、精神科以外の診療科の通院

実施時期 平成26年10月1日~ 自動償還(県内医療機関) 助成方法 通常償還(県外医療機関)

所得制限 旧国民年金法施行令(老齢福祉年金

に定める所得制限

	障害等級	H23年	H24年	H25年	H26年県推計	H26年割合
₩ ≠ ┺╋	1級	49	52	52	186	29.43%
精神 障害者数	2級	234	256	256	446	70.67%
牌百名数	3級	62	73	73	未推計	
	計	345	381	381	632	100%